

よくあるお問い合わせ 特定生産緑地Q&A

制度について

Q 1 特定生産緑地の指定を受けた場合、どうなるのですか？

A 1 ○固定資産税等は、引き続き農地課税となります。
○相続税等の納税猶予制度の適用が可能となります。

Q 2 特定生産緑地の指定を受けなかった場合、どうなるのですか？

A 2 ○固定資産税等が宅地並み課税となります。
○次世代の方は、相続税等の納税猶予制度を適用することができません。
*現世代の方の納税猶予は、引き続き適用されます。

Q 3 特定生産緑地に指定されると、生産緑地ではなくなるのですか？

A 3 特定生産緑地に指定されても、生産緑地地区の指定はなくなりません。

Q 4 生産緑地ではないのですが、特定生産緑地に指定できますか？

A 4 生産緑地地区に指定されていない農地等は、特定生産緑地に指定することができません。まずは、生産緑地地区の指定を受けることが必要です。

Q 5 特定生産緑地の指定にあたって、面積要件はありますか？

A 5 ありません。ただし、生産緑地地区が一団で300㎡未満となった場合は、生産緑地地区の廃止にあわせて特定生産緑地指定を解除することになります。

Q 6 生産緑地地区の指定から30年経過後に特定生産緑地に指定することはできますか？

A 6 できません。必ず受付期間内に申出をしてください。受付期間等はリーフレットを御覧ください。

Q 7 生産緑地地区に指定されてから30年経過後は、指定は無くなるのですか？

A 7 無くなりません。30年経過後も生産緑地地区に指定されたままとなりますので、農地として管理していただくことが必要です。
なお、30年経過後はいつでも買取申出することが可能となります。

申出書の書き方について

Q 8 特定生産緑地指定希望申出者欄に住所、氏名を書いている場合は、申出書の「2. 農地等利害関係人の同意」欄は、書かなくてもいいですか？

A 8 所有権、対抗要件を備えた賃借権を有している方は、必ず申出者も、「2. 農地等利害関係人の同意」欄に記入し、実印を押印してください。詳しい書き方は、様式1の記載例を参照してください。

Q 9 相続税の納税猶予を受けているのですが、どうすれば良いですか？

A 9 相続税等の納税猶予の適用により税務署長が抵当権者となっている場合は、市で一括して同意を取得するため、記載は不要です。

Q 10 金融機関（JAなど）の抵当権がついているのですが、同意は必要ですか？

A 10 必要です。「2. 農地等利害関係人の同意」に住所、氏名を記入し実印を押印していただき、印鑑登録証明書を添付していただくようお願いします。

Q 11 「主たる従事者」とは何ですか？

A 11 その方が、農業に従事できなくなったため、当該生産緑地の農業経営が不可能となる場合の当該者のことです。

主たる従事者が死亡等された場合は、買取申出をすることができます。主たる従事者がわからない場合は市までお問い合わせください。

Q 12 相続税の納税猶予を共有者（複数）で受けているのですが、誰が主たる従事者になるのですか？

A 12 相続税の納税猶予を受けている方全員が主たる従事者となります。

Q 13 土地登記簿謄本に記載されている住所等が変わっている場合、どうしたらいいですか？（転居や住居表示の実施など）

A 13-1 土地登記簿謄本には「大字」等の旧住所が表記されており、転居をしていない場合は、「住居表示変更証明書」を添付してください。

A 13-2 転居等で住所が変わっている場合は、土地登記簿謄本に記載されている住所を現住所へ変更（登記）していただくか、土地登記簿謄本に記載されている住所から現住所の沿革がわかる書類（住民票や戸籍の附票等）を添付してください。

（例1：土地登記簿謄本にはA町が記載されているが、現住所はB町である。）

（例2：土地登記簿謄本にはA町が記載されているが、現住所はC町である。

（過去にA町→B町→C町へと転居している。）